

## 山本食品工業株式会社に対する警告書の発送について⑥

令和2年11月26日

岩下食品株式会社（本社：栃木県栃木市、代表取締役社長：岩下 和了、以下「当社」といいます。）は、山本食品工業株式会社（本社：埼玉県行田市、以下「山本食品工業」といいます。）に対し、山本食品工業が販売する一部商品のパッケージデザインが、当社が販売する「岩下の新生姜」の一部商品のパッケージデザインと複数の点で同一であることを指摘し、山本食品工業の一部商品の商品名及びパッケージデザインの使用停止を求める通知書を、令和元年11月20日付で送付し、以降、山本食品工業からの回答の受領とそれに対する通知書の送付を実施してまいりました。その経緯の詳細については、本リリース末尾の〈これまでの経緯〉をご覧ください。

今般当社は、山本食品工業が、当社の売上高や商品の品質管理等について、当社の認識する事実と明らかに異なる事業情報を、当社の取引先である各小売業者に対して営業資料として提供している事実を確認致しました。当社はその内容について、お客様に商品を販売するスーパーなどの意思決定を誤らせ、不利益を与えるだけでなく、誤った情報に基づいて山本食品工業と当社とを比較することにより、当社の営業上の信用を貶めることを企図した悪質なものであると判断しております。

当社はこの件について、漬物業界全体におけるコンプライアンス遵守の姿勢が問われる事案であると考えております。根拠なく競合他社を貶めることによる営業活動が蔓延すれば、お客様や小売業者の信頼を損ねる結果となります。当社は、業界全体の信用を維持し、貶められた当社の営業上の信用を回復することを目的として、山本食品工業に対し、同社の営業活動が不正競争防止法上の品質等誤認惹起行為及び虚偽告知に該当する旨を指摘すると共に、同社の一部商品の商品名及びパッケージデザインの使用停止を求める通知書を、令和2年11月26日に送付致しました。

今後も当社はお客様に質の高い価値ある商品をお届けすべく、顧客サービスの向上とブランド価値の維持研鑽に努めてまいりますので、引き続きご愛顧の程宜しくお願い致します。

### 〈これまでの経緯〉

令和元年11月20日	通知書送付①	山本食品工業の一部商品の商品名称及びパッケージデザインの使用停止を求める旨通知
令和元年11月28日	回答書受領①	山本食品工業の新生姜商品は、当社商品である「岩下の新生姜」を模倣しておらず、お客様が混同することがないことが明らかとの回答

令和元年 12 月 19 日	通知書送付②	当社に寄せられた、混同、誤認が生じたとおお客様からの声をもとに、再度商品の類似性、混同が生ずることを述べ、使用停止を求める旨通知
令和 2 年 1 月 22 日	回答書受領②	消費者が、当社商品と山本食品工業の商品とを混同することは考えられない旨の回答
令和 2 年 3 月 4 日	通知書送付③	お客様より寄せられた、お客様が損害を受けているという生の声に加えて、当社が新生姜を開発し、長年にわたり世の中に広めてきたという事実に基づき再度通知
令和 2 年 3 月 30 日	回答書受領③	お客様からの声は山本食品工業による模倣の根拠とはならない旨の回答、及び当社ホームページ掲載の警告実施の告知リリースの削除要求
令和 2 年 4 月 20 日	通知書送付④	小売店の売場においても当社と山本食品工業の商品を混同する事例が発生している事実、当社が権利侵害を警告している時期にもかかわらず別の模倣品を販売している事実等を指摘
令和 2 年 5 月 22 日	回答書受領④	小売店の売場での陳列方法について山本食品工業は関知しないこと、及び当社お客様の声は模倣の根拠にはならない旨の回答
令和 2 年 10 月 14 日	通知書送付⑤	当社商品と山本食品工業の商品の混同可能性に関する第三者機関による調査結果により、紛れもなく誤認混同が生じていることを指摘
令和 2 年 10 月 30 日	回答書受領⑤	当社による調査結果は、質問が誘導的であり、調査会社を開示していないことなどから疑問を感じるものである旨の回答

なお、本件についてのお問い合わせは、下記にお願い申し上げます。

弁護士法人内田・鮫島法律事務所  
岩下食品株式会社代理人  
弁護士・弁理士 森下 梓

〒105-0001  
東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 1 号  
虎ノ門ツインビルディング東棟 16 階  
TEL : 03-5561-8550 (代表)  
FAX : 03-5561-8558